

平成 19 年 5 月 10 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階会議室）

平成 19 年第 9 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第9回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成19年5月10日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時13分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤本 靖 古木 光義

牧野 征夫 小林 章子

大澤 祥一

署名委員 小林 章子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 大澤 祥一 教育部長 高橋 真二

総務課長 渡邊 博 学務課長 島田 文直

指導課長 樋口 豊隆 学校給食課長 石井 雅隆

生涯学習推進センター長 宿澤 正則 体育課長 田中 博

図書館長 藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行 鈴木 啓史

案 件

1 協議

(1) 林間施設の今後のあり方について

2 報告

(1) 公民館の転用について

3 その他

平成19年第9回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年5月10日
教育委員会会議室

1 協議

(1) 林間施設の今後のあり方について

2 報告

(1) 公民館の転用について

3 その他

午後 1時30分開会

開会の辞

藤本委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから、平成19年第9回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

内容は、お手元にお配りした資料のとおりでございます。それに従って進めさせていただきます。

本日の署名委員、小林委員、お願いいたします。

本日は、この後に施設見学も控えていますので、要領よく進められればと思っております。

協議

(1) 林間施設の今後のあり方について

藤本委員長 それでは協議に入ります。(1)林間施設の今後のあり方について。生涯学習推進センター長、お願いします。

宿澤生涯学習推進センター長 それでは、林間施設の今後のあり方について、ご協議をお願いいたします。

先日の教育委員会におきまして、立川市林間施設管理運営委員会検討会よりの報告書「林間施設の今後のあり方について」を報告させていただきましたが、本日は、この報告書に記されておりますハケ岳山荘の指定管理導入を含めたあり方につきまして、ご協議をお願いいたします。

立川市の経営改革プランにおきまして、ハケ岳山荘は、保養施設、学校教育施設としてのあり方を検討する。当面、管理運営方法について、指定管理者制度への移行の検討とございます。これを受けまして検討いたしましたのが、先の報告書です。

事務局といたしましては、報告に記載されているとおり、指定管理者制度導入の検討会の報告を受けまして、現下の市が置かれております財政状況下では、経費節減、事務の簡素化、効率化などの多くの利点が考えられるところから、この制度に移行したく委員の皆様のご理解をいただきたいと思っております。

報告書本体の説明は、前回させていただきましたので、結論部分のみ簡単に説明させていただきます。

報告書の4ページをご覧いただきたいと思います。

3、山荘の今後のあり方についてでございます。

(1)山荘は、概ね10年間は存続することとする。ただし、その間の社会情勢、経済情勢等の変化に応じ見直しすることがある、とされております。

学校では、ハケ岳山荘事業の活動報告書を取りまとめ、体験学習の必要性と意義を強調しております。資料として添付させていただいております指導課の方で取りまとめました「立川市ハケ岳山荘事業検討委員会活動報告書」の方をご覧いただければと思います。

2 ページをお開きいただきたいと思います。そちらには自然教室の意義と目的が記載されています。

1.自然教室の意義といったしましては、学習指導要領の総則に体験学習の重視が明示されており、各教科・領域にわたって体験学習の視点が示され、特に、特別活動の「遠足・集団宿泊的行事」の中では、「自然や文化に親しみ、集団生活の在り方、公衆道徳などの体験を重ねる活動を行うこと」が強調されております。

また、体験学習とは、生活の中に位置づけられた一連の活動となって意義ある活動となるとされております。

2.ハケ岳自然教室の性格と目的。

性格といったしましては、ハケ岳自然教室は、教育課程の一環であり、体験学習の意義を踏まえ、自主的、自発的な活動を促すものであることとされております。

目的といったしましては、ハケ岳の自然観察を通じ、人と自然の関係の理解などの体験学習や基本的生活習慣を身につけさせ、集団生活及び公衆道徳の望ましい体験をさせることとされております。

の方でございますけれども、実施計画案作成の留意点といったしましては、1.計画の作成、
2.実地踏査、3.事前指導などが記されております。

なお、実施計画の作成に当たりましては、小学校では 68 ページにわたります指導資料をつくって活用しております。また、7 ページ以降につきましては、山荘等への要望等が記されてございます。

これが学校で取りまとめました報告書、「立川市ハケ岳山荘事業検討委員会活動報告書」でございます。

本体の報告書の 4 ページの方にお戻りいただきたいと思います。

この学校からの報告書に基づきまして、検討委員会といったしましては、継続的なハケ岳山荘の利用を強く学校側は希望していると結論づけまして、一定期間、安定的に校外教育施設として提供することが必要であるとしております。

また、一般市民の利用につきましては、経営方法の改善により、利用者数の向上を図ることは可能であるとしております。

(2)、5 ページでございますけれども、山荘経営については、平成 20 年 4 月に向けて指定管理者制度を導入する、とあります。

保養所の性格を持ちます山荘は、指定管理者制度に早い時期に移行することが望ましい。

指定管理者の選定に当たりましては、経費面だけでなく、サービス面ですぐれたもの、校外教育施設として配慮できる業者の選定が必要である、としております。

それから、(3)宿泊棟につきましては、一般市民の利用を廃止し、青少年施設として位置づける。

老朽化し、市民の利用もほとんどない状況下で、古くなりました宿泊棟につきましては、青少年研修施設として位置づけ、一般利用が見込めないところから、交通面からも廃止する

としてあります。

以上が林間施設の今後のあり方についての立川市林間施設管理運営委員会検討会の報告でございます。よろしくご協議いただきます。

藤本委員長 説明は終わりました。今の説明に対するご質問等あれば、まず承りますが。古木委員、何かありますか。

古木委員 指定管理業者に委託しますと、いざというときには、こちらの遠方で市の職員が管理しているよりは、地域にあるであろう指定管理業者が管理するところで、非常にむだはなくなるかもしれませんけれども、かえって高くなるというような、出費に関する、どういうことかというと、例えば、今、警備保障会社が何かあると飛んでいってくれる。それは今でもやっているのかもしれません、そういう部分で維持管理費が高くなるということは考えられないんでしょうか。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 維持管理費の面につきましては、立川市が、この範囲の中で維持管理してほしいというような仕様を作成し、指定管理いたしますので、経費面での新たな出費が考えられるということはないものと思っております。

藤本委員長 よろしいですか。古木委員。

古木委員 現在は、施設について警備会社との契約というのは行われているんでしょうか。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 現在につきましては、管理運営を民間の業者に業務委託しております、その中に警備も含めまして一体で入っております。

古木委員 ありがとうございました。

藤本委員長 小林委員は何かございますか。まず質問はございませんか。

牧野委員、お願いします。

牧野委員 建物のことなんですが、今、本館の方の建物と、宿泊棟AとBというのがありますね。体育館も含めてありますけれども。宿泊棟のA、Bというのは非常に古い、たしか一番最初に造った建物ですよね。あの宿泊棟の老朽化、これが私はちょっと疑問なんですが、この文章を見ると、かなり可能であるということで処理されていますけれども、宿泊をしてみるとよくわかると思うんですけども、あの宿泊棟は、本館に泊まったものはやや違って、清潔感ですか、照明とか、明るさ、暗さなどから比べてみると、かなり頻度的に落ちるというふうに考えていいと思う。これはつくった年度が違いますから、やむを得ないのかもわかりませんけれども、そういったことを考えますと、宿泊棟はどうなのかなという疑問なんですね。ただ、本館の方に入りきらないときに宿泊棟を使うという予備的な施設にしていると思いますので、その辺のところは、今後もそういう形なのか、それとも、それを含めた宿泊全体を考えて、管理はいいというようにおっしゃるのか、その辺どうでしょうか。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 宿泊棟につきましては、お手元にハケ岳山荘のパンフレットを参考のためにつけさせていただいておりますけれども、その中に、ハケ岳山荘の利用申込料金についてということで、A4 の紙が入っているかと思いますけれども、宿泊につきましては、1 泊、大人の方で 300 円ということで、本館に宿泊いたしますと、大人の方 2,000 円ということで、宿泊棟はもともと建設目的が本館とは異なりますので、夏場の体験のための施設として、夏場しか利用できませんので、建築構造内容も本館と大分異なっておりまして、料金も安く設定されております。

ですから、本館がいっぱいになったときに宿泊棟に回るようなことがあったどうかは知りませんけれども、そのようなことを想定して考えてはございません。

指定管理を行う際につきましては、一体的な指定管理になろうかと思いますけれども、ただ、宿泊棟の利用法につきましては、報告書の 5 ページに書いてございますような形での特定の利用目的にしていきたいなど、そのように考えているところでございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 指定管理にすることには何ら意見はないんですけども、やっていくことで、より簡素化された官民の営業ということで、これはいいんですけども、ただ、施設の場合、宿泊棟 A、B というのは、ご存じの方はあると思いますけれども、ハケ岳をずっと入ってきて、もとは河原のそばにキャンプファイヤー的なものをずっとつくっていたものを統合し、あそこにお借りして、国から借りた土地で宿泊棟 A、B をまずつくったわけですね。それから、炊事をできるような方法でつくったわけですね。それが始まりですよね。それと、何年かたった後に、新しい本館が完成し、すばらしい施設ができ上がったということですよ。だから、宿泊棟と本館との維持される年数というか、これもかなり違ってきていると思いますし、安全性という部分でもかなり違ってきていると思います。あそこは、冬場はほとんど使えない。でも、使ってはいるんですよね。学校の生徒数の多い中では、どうしても使わざるを得ない。だけど、暖房の関係の中で、多分あそこは使えない状況になっています。本館のみになっていますから。そんなことを考えると、宿泊棟は夏場のみの宿泊ということになっていると思います。そういうた何年もの差がある宿泊棟と本館との耐用年数というのは違うだろな。そこだけちょっと心配ですね。そのところをちょっと説明してください。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 宿泊棟につきましては、昭和 56 年から 60 年にかけて建設しております。本館につきましては、昭和 63 年から平成 4 年にかけて建設しております、3~4 年の開きがございます。ただ、木造とコンクリート造りという構造の違いがございますので、年数の開き以上の傷み方の違いがあろうかと思っております。

先ほど申し上げましたように、宿泊棟につきましては、夏場を想定した形での木造になつておりますので、今後、痛みが激しい部分がございまして、有料でも一般供与は難しくなつてくるかなということで、報告書の方でも青少年の自然体験のための研修施設にしていきた

いと、そのような形で考えてございます。

藤本委員長 本館、宿泊棟の関係のところですね。教育部長、お願ひします。

高橋教育部長 若干補足させていただきますが、今、委員ご指摘のように、宿泊棟に関しては老朽化がかなり進んではあります。ただし、直ちに壊すという状況にまでは至っていない。まだ使える状況ではあります。そういうようなことから、若干様子を見させていただくというような時期でもあります。もちろん、安全上配慮して、どうしてもこれはという部分は直していく予定ではいますけれども、現在、大きな修繕も出てきていない状況ですので、使えるだけ使うことが大事であろうというふうな考えであります。

したがいまして、ここをどういう形で使うかについては、この報告書では青少年研修施設として夏場だけお貸ししよう。一般市民に貸すにはいろいろな部分で不都合であろう、こういうような結論に至っております。

これで、きょう指定管理という導入にご了承いただいて、いろいろな準備が整う段階では、民間がもしこの施設を使おうとしたときに、今ここで考えているこれだけでいいのかどうか、こういうことも含めまして検討していただく。同時に、うちの方もそうした感触をにらみながら、仕様書等を精査していこうというふうに考えております。ただ、現時点では、青少年研修施設として夏場だけ使おうかと、こういうような考え方であります。

藤本委員長 そうしますと、お勧めはしないけれども、どうしてもそこも使わせてくれという場合には使用させることがあり得るということですね。自然体験だけでなく。教育部長。

高橋教育部長 そういうこともあり得るというふうに思います。ただ、教育委員会のこの報告書ではこういう考え方ですという状況にしておきたいと思います。

藤本委員長 ということです。牧野委員、よろしいですか。牧野委員、続けて。

牧野委員 先も申し上げたように、指定管理者の部分については全く異存ありませんので、指定管理者をやることは大賛成です。

あと、この5ページの(3)の中の宿泊棟について的一般市民の利用を廃止するという問題、それにかえて青少年団体に提供するという、この部分も悪くないと思いますし、また、本館の方に一般市民の利用ができるならば、そちらを活用し、自然体験を親子でやるという、これは大変いいことだと思いますので、やっていただければ。

その下のほうに、(3)の4行目のところですね。青少年ハケ岳自然の家事業や児童館キャンプが平成18年度で終了するというのがありますね。が、平成19年度から宿泊棟を利用する新規事業として少年団体リーダー研修事業が予定されと、こう書いてありますね。この違いというのはどういう違いがあるんですか。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 そちらに記載されております事業は、現在、子ども家庭部の方で行っている事業でございます。子ども家庭部の方で19年度からこのような形で予算要求をしていると聞いております。そして、ハケ岳自然の家の事業につきましては、子供会さんがやっていた事業でございまして、それをやめて、少年団体のジュニアリーダーの研修を

地域の人たちがハケ岳で行うと、そのようなことになると聞いてあります。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 そうすると、この施設は、教育委員会が今のところ管理していますよね。社会教育の管轄でやっていますよね。その一部が子ども家庭部にも管理が移っていくのか、そのまま、今の現状の中で子ども家庭部が使用させてほしいという要求の中で動いていくのか、それはどうですか。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 まず、児童館のキャンプ、これから今、ある意味ではリセットしたというような要素もあるかと思います。今までの流れの中で市子連などが中心になって行ってきた、行っていたいきしてきたというんでしょうか、こういう事業につきまして、一定の集約をした。新たに立ち上げたのが少年団体リーダー研修事業であるということで、新たに生まれ変わったというでしょうか、そういうような状況ですので、これまでどおり同じように使っていただくというような状況は変わらないというふうに思います。

これが所管としては確かに子ども家庭部ということになりますけれども、こと子どものことでございますので、これは教育委員会でなければいけないとか、子ども家庭部は市長部局であると、こういうような考え方ではなくて、あくまでも子どもということを視点に置いた段階で、同じように教育委員会の所管であるわけですけれども、同じように子どものためにという姿勢は持つていっていいだろうというような考え方でございます。

指定管理者が入ってきますと、今度はもう少し幅が広がります。これは、これまででは教育委員会の管理のもとでいたわけですけれども、指定管理者ですから、もう少し幅が広がるということになります。子ども家庭部、あるいは教育委員会というような敷居はほとんどなくなるという状況で考えていただければと思っております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 そうすると、立川市教育委員会の所管でありながらも、今の話ですと、もちろんこれは立川市のものですから、財産ですから、当然立川市の住民が使って何らおかしくはないですね。そういう考え方方に立って今後は進んでいくであろう、その中で管理する人間だけを変えていきましょうということですよね。指定管理にして、もっと幅広い施設利用を考えましょうということですね。

もう1つだけ続けて。これはたしか平成の最初のころは、これをつくったころは、議会あたりでかなり利用度の問題で、利用回数と利用人数が少ないのでないかというふうにずっと言い続けられてきたと私は記憶しているんですけども、この利用の人数を見て、年々減ってきてているという、この辺のところで、多分今後は議会等の関係も出てくると思いますけれども、そうすると、今回のような形で、私の前の質問の形の中で変えていくことで、この利用者の増加というのはあり得るだろうという想定をされているのでしょうか。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 まず、前段の部分でございますけれども、所管はあくまでも教育委員会が窓

口になります。指定管理者を選んだりとか、そういう部分でのことがございますので、所管はあくまでも教育委員会が窓口になって指定管理者を選ぶということになります。

そして、利用のことに関しましては、今、委員ご指摘のように、もう少し幅を広げていこうという意図が大きいにございます。それは、確かにここは林間施設として山梨県から借りている土地ですので、それがあくまでも中心ではありますが、指定管理者に移行するということでは、大いに市民の保養所としての性格をもう少し強く出していこうということがあります。これは、教育委員会ということの所管を中心に、あまり強く出しますと、保養所として、これを教育委員会が所管するものなのかどうかと、こういうような議論になってしまいますけれども、これからは、大いに保養所としての性格も指定管理の中に入れていただいて、広く、今でも広く市民には使ってはいただいているんですが、さらに利用しやすいような状況をつくろうというような意図がございますので、ご指摘のように、利用者も少しでも増やしていきたい、増やしていくけるだろうという目測は立てております。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 利用者数の増のための手立てといたしましては、サービスの向上を当然考えてございまして、指定管理も考えているわけでございますけれども、そのほかに、今まで使用できる条件としまして、市内に在住・在勤・在学等々の条件がございました。それを市外の方も利用できるような方向で現在考えてございまして、そういう意味での利用の増も期待し得るのかなと思っております。

以上です。

藤本委員長 他に。小林委員。

小林委員 今のお話に関連してなんですけれども、指定管理者制度を導入するのは異議がないんですけども、今後、利用を増やすに当たってはいろいろな方法があると思うんですね。市民交流大学ができると、その関係でイベントとか行事をしたり、講座をしたりということで、また利用方法も広がってくると思うんですけども、指定管理者というのは、そういう中身、施設が保養としての働きもあるということですけれども、それ以外の今までのような使い方で、指定管理者が地域のことをよくわかっていて、こういう利用の仕方もあるよというような企画、中身にまで入ってくるというようなことはあるんでしょうか。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 委員おっしゃられたように、指定管理におきましては、立川市からこういう形で管理をしてほしいというのもございますけれども、それにあわせまして、指定管理者の方でこういう形での新たないろいろな展開をしたいということは当然ございます。それを立川市としてよしとすれば、当然展開していくけるものと思っております。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 指定管理者になった場合に、どの業者を選ぶかということがとても大きな問題だと思ったんですけども、その選ぶ段階でサービスとか安全面とかいろいろな配慮をしなければいけないことがあると思いますが、今言ったようなことも要素に含めて選定していただ

けると、今後いい展開ができるのではないかという気がいたします。

藤本委員長 ご質問としてお受けしていましたが、ご意見も入ってきましたので、ご意見もある方は、どうぞ一緒にあわせてお話しください。何かありますか。生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 今、委員のおっしゃられたことも重要な要素と考えておりますので、仕様書等の、あるいは業者選定の際には加味していきたいと思っております。

藤本委員長 他に。

指定管理者制度を導入するということについては、皆さんご賛同を得ているように受けとめましたけれども、それでよろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 それで、この存続意義もいろいろと書かれております。皆さん、十分承知の上だというふうに思うんですが、生涯学習推進センター長の方で、今一番心配になるというようなことはどういうところでしょうか。何かありますか。生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 現在、ハケ岳山荘の関係で一番危惧しておりますのは、宿泊棟につきましては昭和 63 年の築、本館につきましては平成 4 年築ということで、建物自体にはさほど、特に本館につきましては、傷みはきてございませんけれども、15~16 年たった中で、いわゆる高地、寒冷地ということで、施設設備関係、機械関係が気になっているところでございます。その辺のところがどのくらい持つのか、あるいは壊れたときにどのくらいかかるのか、そのようなことが担当としては気になってございます。

以上です。

藤本委員長 この間、大阪の吹田市でジェットコースターの事故がございました。それから、先般来、マンションの建設基準の問題、耐震に関する問題等、いろいろ出ておりましたけれども、こういう施設関係では想像しないようなことがあったりしまして、事故が起こりがちだということがとても心配です。今のセンター長のお話しした点は、毎年点検していくとか、何かそういうシステムができているんでしょうか。ちょっとお伺いしたいんですが。生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 機械設備関係につきましては、年間を通じまして業務委託をしてございます。年間約 1,000 万弱の経費をかけまして保守には当たってございます。ただ、どうしても機械というものは年数がくると壊れてしましますので、そればかりはメンテでは何ともなりませんので、そのときが心配だということでございます。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 指定管理者にいたしましては、補修等も含めて、これから仕様書で取り交わしをしていきます。いろいろなやり方があるんですが、値段、修理修繕の額で決める場合と、起こった時点で決める場合とあるんですが、その辺、この施設をもう一度精査させていただきまして、幾らぐらいの費用になった場合には日常の修繕でやる。指定管理者とはいっても、全部任せてするのではなくて、今の施設の老朽化が原因となって出てくる問題に対しては、

市の方がそれに予算をつけなければいけませんので、その予算をつけるのは教育委員会の所管ですから教育委員会がつけることになりますが、そういう面での取り交わしは十分に注意して、配慮しながら仕様書等で整理していきたいというふうに思っています。

ただ、この施設自身、大体普通の施設の老朽化ということの面では、通常は25年ぐらい、大きなものというのは、本体は大体50年ぐらい、躯体は持つだろう。設備関係は大体25年ぐらいがいいところだろうということが通常言われております。ただ、ここは寒冷地でございますので、20年ぐらいになるとかなり出てくるのかな。今、18年ですから、本体はまだまだ持つけれども、設備関係が少しこの10年ぐらいの間にいろいろな動きが出てくるだろう。これはある程度想定して指定管理に踏み切っていきたいと、このように考えております。

藤本委員長 少少古くなつても、安全性で問題なければ、我慢してもらえるところもあるだろうと思うんですけれども、安全性で心配が出てくるようなことには絶対ならないように配慮してほしいと思いますよね。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 要望を申し上げます。ご承知のとおり、昨年、埼玉県でプールの排水口のふたが壊れていたのに気づかない。それは丸投げをして、委託業者のまた下の孫請けに任せておいたというようなことで、それが市の方に報告されていながら、実際にはかぎのかかる強いネットでカバーされていなかったということが子どもの事故につながったわけですけれども、その辺を是非是非、委託しているから安心だと、こればかりは保守点検のチェック等を是非よろしくお願ひいたします。

藤本委員長 今、古木委員からお話しされしたこと、下請けから孫請けにというのはよくありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

小林委員。

小林委員 今の状況は、チェック機能はどうなっているんですか。

藤本委員長 生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 現在の業者が下請けに丸投げしているかどうかということでございますか。

藤本委員長 そういう意味ですか。

小林委員 じゃなくて、教育委員会として点検、チェック。

宿澤生涯学習推進センター長 現在は、年間契約で業者にメンテをお願いしてございます。定期的に職員が現地に参りまして、業者と念入りな打ち合わせをしてございます。ここで担当課が変わりました関係で、4月の末に職員4名で参りまして、あちらの業者さんを呼んで、現況とこれから考えられること、それから、市としてはこういうことを期待している这样一个ことを申し上げて、打ち合わせさせていただきました。

今後、3カ月か4カ月に一度現地に参りまして、いろいろな形でチェックしてまいりたいと思っております。

それから、当然、業者がやりましたチェックにつきましてはその都度私どもの方に報告が

ございますので、それをもとに、危惧される点があれば、業者と打ち合わせをして、対処してございます。

小林委員 安心しました。

藤本委員長 この件につきましては、このあり方ということで前向きに対応していただきたいということでお願いしてよろしいですか。

[「異議なし」との声あり]

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 今、委員長おっしゃったように、教育委員会としてご了承していただけたというふうになりますと、これから私どもとしては、市長部局、いわゆる経営改革プランとの関係、その辺の部分で調整を図らせていただきます。先ほども申し上げましたように、経営改革プランの方向に沿ったものもありますので、大きな動きとしては、これから6月議会にきょうのご意向をご報告して、内部でも整理をして、これは条例をつくらなければならない部分がございますので、9月に条例提案して決定すると。そして、仕様書等を詰めて、来年の2月、3月あたりに契約につなげるというような予定で取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

藤本委員長 是非有効利用できますようにということをつけ加えて、この件は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

報 告

(1) 公民館の転用について

藤本委員長 続きまして、2番、報告に入ります。(1)公民館の転用について。これも生涯学習推進センター長。

宿澤生涯学習推進センター長 公民館の転用につきまして、報告させていただきます。

公民館の転用につきましては、公立社会教育施設整備補助金に係る財産処分の承認等という、平成10年3月31日、文科省の生涯学習局長裁定という文書がございまして、それに基づきまして、この3月の議会で承認いただきました立川市地域学習館条例の議決の写しを添付いたしまして、平成19年10月1日、学習館への転用という形で財産処分報告書を、東京都教育委員会経由で文部科学大臣に対しまして平成19年4月27日に提出させていただきました。

既に文科省の方には東京都を通じまして内諾をいただいておりましたので、この4月21日に提出いたしました転用報告をもちまして、公民館の学習館への転用手続は終了いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。このようなご報告でございますが、何か特にござりますか。

[「ありません。異議なし」との声あり]

藤本委員長 ありがとうございました。

その他

藤本委員長 次、3番、その他へまいります。その他、何かございませんか。指導課長、何もありませんね。総務課長、よろしいですか。

渡邊総務課長 はい。

閉会の辞

藤本委員長 それでは、以上で本日の定例会は終了したいと思います。

次回は、5月24日木曜日、1時30分から第10回定例会をこの場で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 2時13分閉会

署名委員

委員長